

## いじめ防止対策推進法案に対する意見

平素は、大津市政の推進に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、大津市では、一昨年10月に市内の中学生がいじめにより自ら命を絶たれた事件を受け、二度とこのような悲しく痛ましい事件を起こさないよう、本年4月から全国の地方公共団体に先駆け、いじめ防止に関する条例の施行、及びいじめ防止に向けた常設の第三者機関や新たな相談窓口の設置等の様々な取り組みを推進しております。

この度、国会にご提出されました「いじめ防止対策推進法案」（以下、「本法」といいます）を拝見し、国全体でいじめをなくしていこうという法律を制定されることは、誠に意義のあることであり、また、いじめ防止に向けた取り組みを進めている大津市としても大変心強く感じております。

そこで、国及び地方公共団体をあげていじめ対策に取り組んでいくために、大津市における一昨年のいじめの事件における反省や既に取り組みを開始している現場の実態を踏まえ、次のとおりご意見を申し上げますので、法案審議の参考にしていただけますと幸甚です。下記の意見のうち、現場のいじめ対策に与える影響が大きい等、特に重要な点については、下線を付しております。与野党実務者協議等において既にご議論されている点多々あろうかと存じますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 第6条「地方公共団体の責務」について

第6条本文において、「国と協力しつつ」との文言が規定されており、一方、第5条「国の責務」においては、地方公共団体との協力について定める規定がない。「国と協力」する義務を負う地方公共団体としては、第6条の「国と協力」の内容としてどのようなものが想定されているのかについて、本法の運用にあたって明確にされることが望ましいものとする。

#### 2. 第14条「いじめ問題対策連絡協議会」について

第14条第1項において、「条例の定めるところにより」と規定されているが、大津市では、いじめの防止に関する条例において設置規定がなくても、既に関係機関との連携協力会議を実施しており、条例の定めがなくとも、いじめ問題対策連絡協議会の設置は可能であるとする。第14条第1項は、条例に基づくいじめ問題対策連絡協議会の設置を義務付けるものではないが、あえて「条例の定めるところにより」と規定した趣旨について、本法の運用にあたって明確にされることが望ましいものとする。

また、同条第3項の「教育委員会に附属機関として必要な組織」とは、どのような組織を想定しているのかについても、本法の運用にあたって明確にされることが望ましいものとする。

3. 第18条「いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上」及び第22条「学校におけるいじめの防止等のための対策のための組織」について

まず、第18条では、国及び地方公共団体が、「教員の養成・・・学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。」と規定されており、第22条でも、「学校は、・・・当該学校の複数の教員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される・・・組織を置くものとする。」と規定されている。この点、大津市においては、心理、福祉等に関する専門的知識を有する有能な人材が不足しており、本法が施行され全国でかかる専門家の関与が義務付けられるとすれば、他の地方公共団体においても人材の確保が問題となりうる。また、大津市においては、本年度から、各小中学校において専属のいじめ対策担当教員を設けるための臨時講師の雇用、及び養護教諭の複数配置を行い、そのために約2億4千万円の予算を措置したが、継続的にかかる措置を行うことの財政的負担は大きい。そこで、人材の確保については、国の義務として、人的支援及び財政的支援について配慮していただく規定にさせていただくと、地方公共団体としては大変ありがたいものとする。

4. 第23条「いじめに対する措置」について

第23条第1項において、「・・・地方公共団体の職員その他児童等から相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において・・・児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」とある。この点、大津市は、条例に基づき、本年度より市長部局に「いじめ対策推進室」を設け、臨床心理士等の専門家による相談を開始したが、いじめ対策推進室に寄せられる相談には、学校には言えないのでいじめ対策推進室に相談するというものがありうる。そこで、いじめ対策推進室においては、相談者の意向を重視し、相談者の承諾がない限り、学校を含む第三者への報告は行わないこととしており、また、いじめの解決に向け、学校の関与が必要な場合には、必ず相談者の承諾を得ることとしている。いじめの相談を受ける上では、守秘義務に基づく相談者との信頼関係が最も重要であるところ、学校への通報義務が課されれば、かかる守秘義務や相談者との信頼関係を維持することができず、その結果として、学校以外に子どもや保護者が相談できる機会の確保や学校以外の相談機関による救済を困難ならしめるものである（特に、子どもからの相談は誰にも言わないでほしいというものが多く、誰にも言わないという信頼関係がなければ、子どもからの相談自体が寄せられなくなるものと思われる）。したがって、学校への通報義務を課すことは適当ではない。

また、同条第5項において、本文中「いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう」「いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置・・・を講ずるものとする」とされている。学校の保護者に対する情報提供は当然必要であるが、「いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう」情報共有がなされるわけではない。むしろ、実態としては、保護者に情報提供することによって、保護者間の争いが生じることもある。しかしながら、保護者間の争いが生じたとしても、学校は保護者に情報提供することが必要であり、「いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう」との文言を情報共有等の措置のための目的として規定することは難しいものと思料する。

5. 第28条「学校の設置者又はその設置する学校による対処」及び第30条「公立の学校における対処」について

まず、第28条第1項では、重大事態についても「学校の下に組織を設け・・・調査を行うものとする。」と規定し、学校による調査も認めている。また、第30条第2項では、「当該報告に係る・・・必要があると認めるときは、附属機関を設けて・・・調査を行うことができる」とあり、第28条に基づく調査が原則であり、附属機関による調査が二次的かつ任意的なものとされている。しかし、大津市の大きな反省としては、一昨年の事件について、当該学校及び教育委員会の調査が不十分であったことがある。その原因としては、当該学校に調査に必要な専門的な人材が存在しなかったこと、及び当事者である学校が調査を行ったのでは調査の中立性が確保されないこと等が挙げられ、同様の事態は他の学校においても生じうることが考えられる。そこで、大津市は、一昨年の事件について、昨年8月、外部の専門家のみからなる第三者調査委員会を設置して再調査を行った。また、本年度からは、条例に基づき、常設の外部委員会である「大津の子どもをいじめから守る委員会」を設け、いじめ事案の調査や調整を行っている。このような大津市の反省を踏まえれば、重大事態については、第30条第2項に定められる附属機関、すなわち外部の専門家で構成される第三者機関による調査を義務付けるべきである。また、迅速かつ十分な調査を可能とし、調査が重複することによる子どもの負担（複数回の聴き取り等）を避けるためには、かかる第三者機関による調査を二次的なものではなく、重大事態発生後に直ちに行う一次的な調査として位置づけるべきである。

なお、添付の平成25年2月の文部科学大臣への要望書に記載したとおり、外部の第三者機関の設置に際して、委員の選任等において公正性・中立性が確保されなければならないことについても、本法又は本法に基づく文部科学省の指針等において規定されるべきである。

第28条第2項のいじめを受けた児童及び保護者への適切な情報提供については、添付の平成25年2月の文部科学大臣への要望書に記載したとおり、本法において保護者の知る権利を規定するとともに、アンケートの開示を含む保護者に対する積極的な情報開示及び調査過程への保護者の参加についても、本法又は本法に基づく文部科学省の指針等において、より具体的に規定すべきと考える。

第30条第3項の調査を行った場合の議会への結果報告については、調査結果の全てを報告することは、いじめ事案について広く知られたくないという被害者の心情に鑑みれば、適切ではない。そこで、個人情報保護や被害者の心情に配慮し、報告する範囲を限定する条文とすべきと考える。

6. 第33条「文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指導、助言及び援助」について  
地方自治法第245条の4第1項において、「各大臣又は都道府県知事・・・は、その担任する事務に関し、適切と認める技術的な助言若しくは勧告をし」と規定されており、かかる規定の適切な運用で足りるものと思料する。
7. 第34条「学校評価における留意事項」について  
第34条の義務規定について、義務の主体を明確にすべきである。
8. 附則について  
附則第1条では、「施行期日が交付の日から三月を経過した日」となっているため、仮に9月が法案の施行期日となった場合、大津市以外の地方公共団体の準備期間も含め、法案施行期日と各地方公共団体の施策開始時期が整合できるように、特に、前述の「いじめ防止にかかる人材確保等」に対する人的及び財政的支援についてご検討頂きたい。

衆議院議員 馳 浩 様  
衆議院議員 浮島とも子 様  
参議院議員 林 久美子 様

平成25年6月18日

大津市長 越 直 美